

アンケートの実施について

第 1 回会議における委員からの御指摘

- 消費者の行動変容について、アンケート等により検証する必要があるのではないか。
 - アンケートは、措置がない場合どうであったかなど、主観的な評価を把握する意味で役に立つ。データ分析と併せて活用するという姿勢であれば非常に信頼のおける結果が出てくる。
 - SUUMO リサーチセンターでの調査では、長期レンジでの分析が可能であるとともに、契約書を付けることで精度を確保している。追加アンケートも不可能ではない。
- ⇒第 1 回会議における議論を踏まえ、住宅税制のEBPMに関する有識者会議WGにおいて各委員から意見を伺いながら、アンケートを作成。現在調査中。

各アンケート調査の概要

①住宅ローン減税及び新築住宅に係る固定資産税の減額措置

- ・ 名称：住宅税制の活用状況等に関する意識調査
- ・ 対象：2022（令和 4）年 1 月 1 日～2025 年（令和 7）年 12 月 31 日の間に住宅を取得し、入居された方（予定を含む）
※オブザーバーである関係団体の協力を得て実施
（一部団体は SUUMO リサーチセンターの既往調査の追加アンケートで対応）
- ・ 調査期間：2025 年 1 月 21 日～ 3 月

②リフォーム促進税制

- ・ 名称：リフォーム促進税制の活用状況等に関する意識調査
- ・ 対象：2022（令和 4）年 1 月 1 日～2025 年（令和 7）年 12 月 31 日の間に性能向上リフォームを完了された方（予定を含む）、及び完了された方（予定を含む）に対して性能向上リフォームを実施された事業者
※オブザーバーである関係団体の協力を得て実施
- ・ 調査期間：2025 年 2 月 13 日～ 3 月

③空き家の譲渡所得 3,000 万円特別控除

- ・ 名称：空き家の譲渡所得の 3,000 万円特別控除の利用状況に関する調査
- ・ 対象：相続によって取得した空き家を概ね 2016 年（平成 28 年）以降に売却した方（又は相続済でこれから売却予定の方）、及び 2016 年（平成 28 年）4 月 1 日～2024 年（令和 6 年）12 月 31 日の間に相続によって取得した空き家の売却を仲介した事業者又はそのような空き家を仲介を介さず直接買い取った事業者
※オブザーバーである関係団体の協力を得て実施
- ・ 調査期間：2025 年 2 月 14 日～ 3 月